

【議題（１）】部活動の地域移行について③

1 これまでの経緯

●令和２（２０２０）年９月１日 文部科学省

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」

- ・部活動は必ずしも教師が担う必要がないもの。
- ・令和５（２０２３）年度以降、公立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行を図る。
- ・休日の部活動を地域のスポーツ活動として実施するための環境を整備する。

●令和４（２０２２）年６月６日 スポーツ庁

「運動部活動の地域移行に関する検討会議による提言」

- ・令和５（２０２３）年度から令和７（２０２５）年度までの３年間を改革集中期間として、公立中学校における休日の運動部活動の段階的な地域移行を図る。

●令和４（２０２２）年８月９日 文化庁

「文化部活動の地域移行に関する検討会議による提言」

- ・令和５（２０２３）年度から令和７（２０２５）年度までの３年間を改革集中期間として、公立中学校における休日の文化部活動の段階的な地域移行を図る。
- ・地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- ・地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進

●令和４（２０２２）年８月３１日 豊山町

諮問「部活動の地域移行について」

- ・中学校の部活動の地域移行を中心課題として、本町における生涯学習体系の再編も視野に入れ、生徒の休日におけるスポーツ・文化活動の機会の確保について、生涯学習推進審議会に意見を求めた。

●令和４（２０２２）年１２月２７日 スポーツ庁・文化庁

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（総合的なガイドライン）」の策定

- ・当初「令和７（２０２５）年度末」としていた地域移行の達成目標は、各自治体から３年間の達成は厳しいとの声を受け、「設定しない方針」に転じ、「地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」とした。

●令和５（２０２３）年６月９日 愛知県・愛知県教育委員会

「部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン」

- ・国の動向を踏まえ、部活動の地域移行・地域連携の進め方を示した本ガイドラインを策定
- ※概要は３、４ページに記載

■スポーツ庁・文化庁による「総合的なガイドライン」のポイント

①学校部活動

- ・ 教師の部活動への関与について業務改善や勤務管理を実施
- ・ 部活動指導員、外部指導者の確保
- ・ 週あたり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、休日1日）
- ・ 学校と地域が協働・融合した形での環境整備

②新たな地域クラブ活動

- ・ 人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日（土日）のみ活動する場合も、原則1日の休養日を設定
- ・ 困窮家庭への支援

③学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・ まずは休日（土日）の環境整備を推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組む
- ・ 段階的な体制の整備を進める
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間は「改革推進期間」

④大会等の在り方の見直し

- ・ 大会参加資格を、地域クラブも参加できるよう見直し
- ・ 教員が引率しない体制の整備
- ・ 全国大会の在り方の見直し



2 県「部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン」の概要

1 本ガイドラインの目的・取組方針

(1) 目的

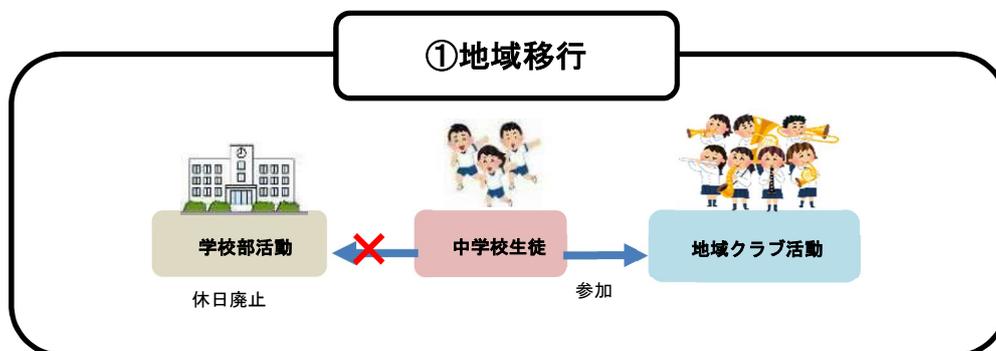
国が示した改革推進期間に、愛知県が中学校部活動の「地域クラブ活動への移行（地域移行）」と「地域連携」の進め方を明らかにすることにより、市町村の休日の部活動の地域移行・地域連携の取組に役立てる。

(2) 取組の方針

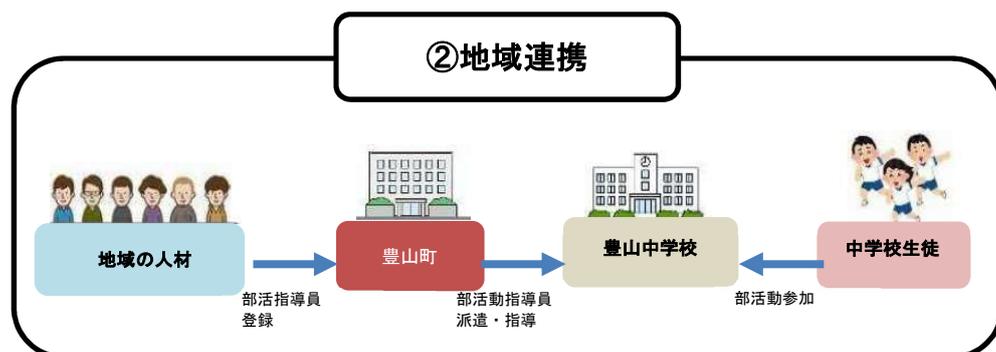
ア 生徒のスポーツ・文化芸術活動が持続可能な活動となること。

イ 市町村の関係部署や地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者が連携・協働して、段階的・計画的に取り組む。

ウ 休日における地域の環境整備を着実に進めることとし、平日については実情に応じて取り組む。



休日の部活動を廃止し、中学校生徒がそれぞれ自分の興味のある地域クラブ活動に参加する。（自由参加）

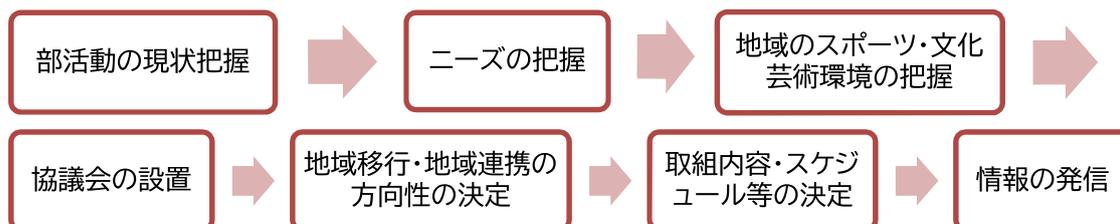


休日も今までどおり部活動を実施するが、部活指導員や外部指導者を派遣し、教師の負担を軽減する。

2 市町村における地域移行・地域連携の進め方

- ・市町村において、部活動の地域移行に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。
- ・学校や地域の実情によって地域移行が困難な場合には、当面、地域連携を進めることになる。
- ・地域移行・地域連携のいずれを行う場合にも、多くの関係者が連携・協働し、段階的・計画的に取り組む必要がある。

■方針の決定までの流れ



3 地域移行を行う場合の留意点

①	参加者	部活動に所属していない生徒など、希望する全ての生徒を想定
②	運営団体・実施主体	市町村は地域スポーツ団体・文化芸術団体等の整備充実を支援 【想定される団体等】 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育協会、文化協会、民間企業、大学など
③	指導者	質と量の両面から指導者を確保と適切な指導が必要（教師の兼職兼業の検討も含む）
④	活動内容の決定	指導体制に応じて段階的に確保。（単一種目での取組だけでなく、複数の種目を選択可能にする）
⑤	適切な休養日等の設定	地域クラブ活動を週末等の休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とする。
⑥	活動場所	公共のスポーツ・文化施設だけではなく、小中学校の活用も検討
⑦	会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定
⑧	保険の加入	スポーツ保険等や、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険への加入も必要となる。
⑨	学校との連携等	学校・家庭・地域が相互に連携・協働していくことが大切

4 地域連携を行う場合の留意点

①	部活動指導員や外部指導者の積極的活用	部活指導員や外部指導者を配置し、必ずしも教師が休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。
②	合同部活動の取組の推進	複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動の取組を推進する。
③	学校種を超えた合同練習の実施	高校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施することで、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
④	地域のスポーツ・文化芸術団体等との協働・連携	地域のスポーツ・文化芸術団体等が地域で実施している分野と同じ分野の部活動については、練習を共同するなど、連携を深める。

3 委員からの主な意見

R4年度第1回

- ・スポーツ少年団（野球）は土日であれば協力していきたい。スポーツ少年団として指導者会議で検討する。
- ・現在の部活動をそのまま残してあげたい。総合型地域スポーツ・文化クラブは多目的に学べる施設として活用し、部活動とのダブル運営がよいのではないかと。
- ・例えば、民間企業に委託して日替わりで色々なスポーツを楽しめると、将来的に子どもたちの発育に良いのではないかと。
- ・最終的に部活動は無くなるという将来像を描く必要があると思う。今ある部活動の組織と部員をそのまま地域に移行するならば、先生と地域の連携が大切である。また、部活動と切り離れた地域の新しい組織を作ってもいいのではないかと。
- ・部活動をそのまま地域に平行移動させるだけではなく、豊山ウインドオーケストラのように、新たなものを立ち上げる発想で、町としての色々な組織、講座、チームを作ったらどうか。また、町内の学校の先生の活躍しやすいシステム（雇用・兼業）も同時に進めていかないといけないと思う。

R4年度第2回

- ・地域に移行するから教員は触れませんということはないと思うが、地域と教員がどのように連携して子どもたちを今と変わらない環境にしてあげられるのか、また今と同じスポーツや文化の楽しさや、学習もできるようにしていくのか考える必要がある。
- ・他市町の課題についてもっと情報収集し、豊山町としてできることが何か考えてできることから実践していくとよい。
- ・平日からずっと連携していき、その延長に土日の活動があり、それを踏まえた平日の活動があるというようになっていかないと、継続的な指導にはならない。学校現場としては土日だけ任せてくださいと言われても、生徒指導的なことから困るし、任されるスポーツ少年団なりボランティアなりにしても非常に困ると思う。土日だけやるというのであれば、別組織にして欲しいと思う。
- ・平日と休日で指導者が変わらない方がいいのではないかとこの見方もあると思うが、専門性のある人が指導し、しっかりと連携がとれることができれば、それもまた良いのではないかと。

4 中学校の現状と当面の対応

1 部活動の現状

ア 学期中の活動時間

- ・学期中は、週当たり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日を設ける。なお、大会への参加等により週末に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。
- ・活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。

イ 指導体制

- ・基本は顧問と部活動指導員で対応している。
顧問：教員（各部活動2～3人）
部活動指導員：町の会計年度職員（単独で指導が可能）

ウ 部活動数、生徒の参加人数、指導者数、活動場所の状況、用具等

- ・令和5年度の中学校の部活動の現状は次表のとおり。
種目：運動系7種目、文化系3種目の計10種目を実施
人数：503人（全校生徒の約95%）

	部活名	顧問数	部員数	活動数		活動場所	
				週	曜日		
運動系	サッカー	2人	39人	4回	月火水金、土 or 日	運動場	
	野球	3人	26人	4回	月火水金、土 or 日	運動場	
	バスケット（女）	2人	28人	4回	月火水金、土 or 日	体育館	
	ソフトボール	2人	24人	4回	月火水金、土 or 日	運動場	
	バレーボール	（男）	2人	46人	4回	月火水金、土 or 日	体育館
		（女）	3人	42人	4回	月火水金、土 or 日	体育館
	軟式テニス	2人	36人	4回	月火水金、土 or 日	運動場、 屋上テニスコート	
	卓球	（男）	2人	42人	4回	月火水金、土 or 日	武道場
（女）		2人	41人	4回	月火水金、土 or 日	武道場	
文化系	吹奏楽	3人	64人	4回	月火水金、土 or 日	第2音楽室、 各教室	
	文学	3人	65人	4回	月火水金	図書室	
	文化創作	3人	50人	4回	月火水金	美術室	
	計	29人	503人				

2 休日の指導を受け入れる教職員と学校の意向の把握・調査

令和5年度2学期中に地域移行または地域連携に関するアンケートを教職員に実施する。主な質問項目は次のとおり。このうち、休日指導の希望については③の項目で回答を得る。なお、休日指導を受け入れる者には、活動場所についても回答をもらう。

この結果を参考に、町としての案を策定する。その策定案について、令和5年度中に児童生徒及び保護者へのアンケートを実施する。

【教職員】※④～⑥は中学校のみ対象

- ① 地域移行に関する意見
- ② 解決すべき最大の課題
- ③ 移行後の関わりについて
- ④ 現在の部活動指導について※
- ⑤ 部活指導での負担要因※
- ⑥ 部活動のあり方の見直しの必要※

3 教師等の兼職兼業制度の整備

令和5年1月30日に、文部科学省・スポーツ庁・文化庁から、教師等の兼職兼業制度に関して、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」が送付された。これには、兼職兼業通知の内容をもとに、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可が得られることに資するよう、必要な手続きや留意事項、具体例についてまとめられている。

また、愛知県と愛知県教育委員会から同年6月に出された「部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン」では、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立に向けた部活動の地域移行・地域連携の取組を進めていくことが示されている。

これらの手引きやガイドラインを参考にして、豊山町における体制に応じた兼職兼業の制度設計をしていく。

運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）						サービス監督教育委員会
						学校
						教師等
運営主体	自治体	民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等)			その他	
勤務形態	委託(委嘱) ※1	雇用	業務委託・請負 ※1	有償ボランティア ※3	無償ボランティア	
指揮命令権者	(教師等本人)	運営主体(企業等)	(教師等本人)	(教師等本人)	(教師等本人)	
賠償責任	教師等本人	運営主体(企業等)	教師等本人	教師等本人	教師等本人	
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要	
給与等の性質	謝金(委託報酬※2)	賃金	売上	謝礼	—	
労基法の適用関係						
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし	
36協定	無	必要	無	無	無	

※ 労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業(従事)時間を把握し、在校等時間を含めて就業時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

4 ニーズの把握（生徒と保護者のニーズや意向）

令和5年度において、地域移行または地域連携に関して町の方向性（策定案）に対する児童生徒及び保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施する予定。児童生徒については、各学校において各自のタブレット端末を使用し、担任の指導のもとでアンケートを実施する。保護者については、ホーム&スクールの機能を使用して各自の端末から回答する。主な質問内容は以下のとおり。

【児童】

- ① 所属校と学年
- ② 部活動での所属希望の有無
- ③ 部活に入る目的
- ④ 地域移行で部活動でなくても参加するか
- ⑤ 移行後の指導者
- ⑥ 移行後の活動内容について

【生徒】

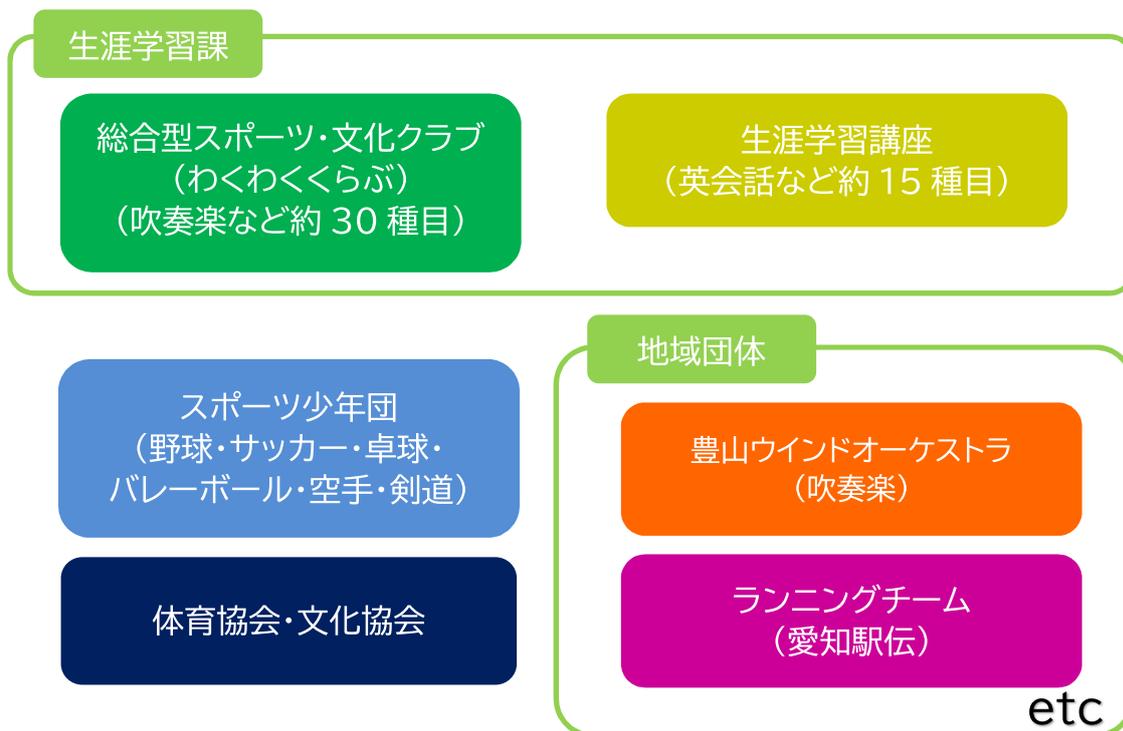
- ① 所属校と学年
- ② 所属部活動について
- ③ 部活動で期待すること
- ④ 地域移行で部活動でなくても参加するか
- ⑤ 移行後の指導者
- ⑥ 移行後の活動内容について

【保護者】

- ① 子の所属校と学年
- ② 部活動の目的・考え（複数）
- ③ 地域移行で部活動でなくても参加させるか
- ④ 移行後の指導者
- ⑤ 移行後の活動内容について
- ⑥ 移行に向けての課題

5 豊山町の資源

部活動の地域移行の受け皿として考えられる豊山町の主な資源は次のとおり。

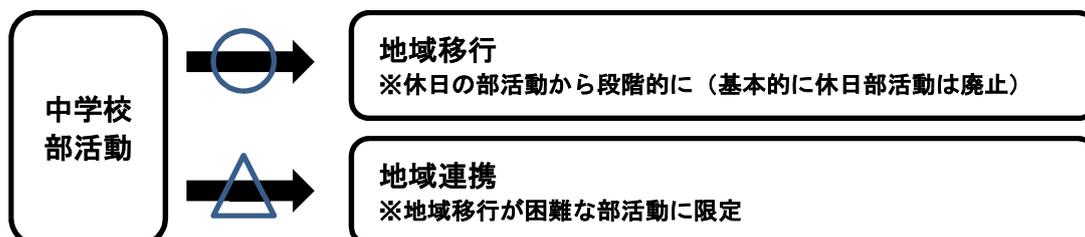


6 本町資源を活用した部活動の地域移行の方向性

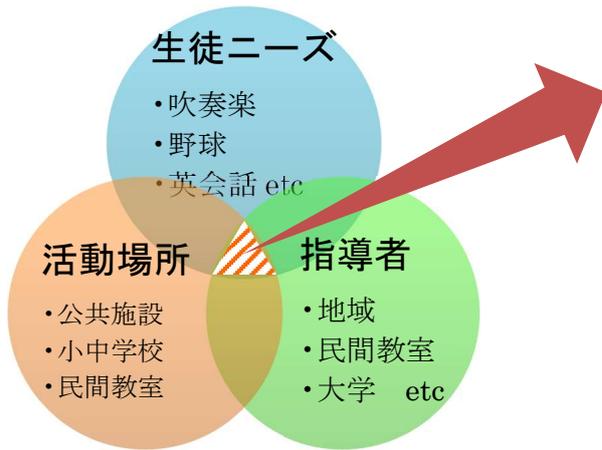
これまでの委員からの意見や、豊山町の資源、今後のニーズ調査の結果への対応等を総合的に考えると、本町における部活動の地域移行の方向性は次のとおりとなる。

- ① 中学校の休日の部活動から段階的に「地域移行」していくことを基本とする。「地域移行」が困難な部活動は、当面、「地域連携」も並行して進める。
- ② 生徒の多様なニーズに合った活動機会の拡充にも着実に取り組む。
- ③ 総合型地域スポーツクラブ (わくわくくらぶ)、スポーツ少年団、体育協会、文化協会等の連携・活用を実施する。

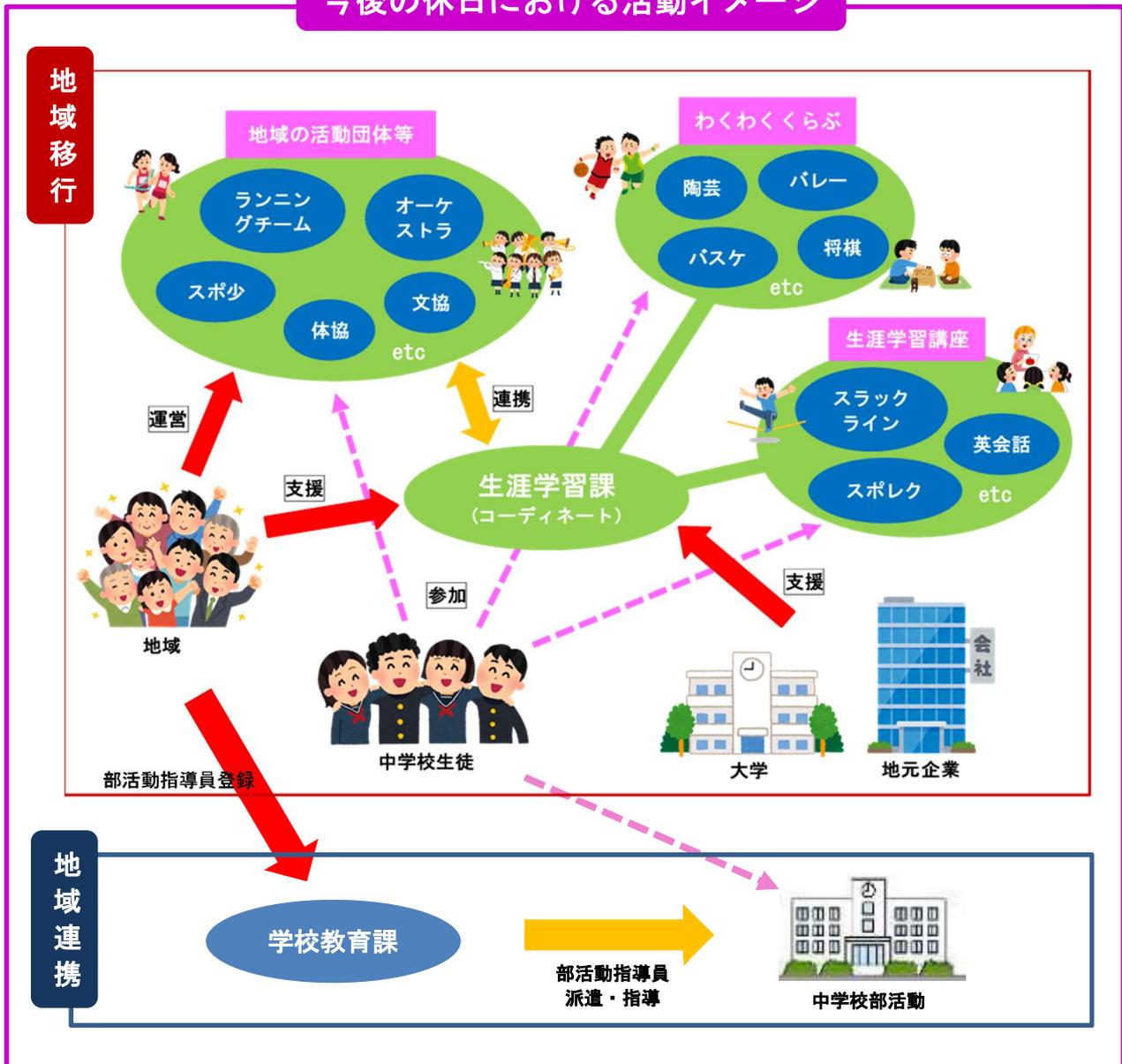
①イメージ



②、③のイメージ



今後の休日における活動イメージ



7 豊山町の地域移行の課題と対応・方向性

豊山町において考えられる移行パターンを例示するとともに、県の地域運動部活動推進事業による実践研究を実施している自治体を参考に、これまでに取り上げた課題に対する対応・方向性を考える。

(1) 総合型地域スポーツ・文化クラブ（わくわくくらぶ）

課題	対応・方向性
指導者の確保	<p>現在の指導者で対応可能か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生まで拡大するにあたり、負担がかなり大きくなる可能性があるため、指導者との相談が必要 <p>地元企業、大学、団体等の協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力体制を構築（生徒の受け入れ、指導者の派遣等） <p>教員の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員が地域の指導者として関わる場合の兼職・兼業の整理 <p>指導料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者へ支払う謝礼の整理（現在はボランティアで実施）
施設利用	<p>学校施設、公共施設の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先利用の可否（生涯学習課で予約するか） ・活動時間の変更（夜間・休日の使用が可能か） <p>新たな活動場所の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町外での活動（大学、連携企業に出向いての活動等）
多様な活動の創出	<p>種目の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒のニーズに沿った新たな種目の調査・研究
地域クラブへの理解促進	<p>児童、生徒、保護者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動への参加、持続可能なクラブ運営について周知 <p>関係団体への周知、協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の受け入れや指導者の派遣について周知、依頼
参加料	<p>参加料の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額の検討（徴収するかどうか） ・徴収する場合は、徴収方法の検討

(2) スポーツ少年団

課題	対応・方向性
指導方法の相違	平日部活動との指導方法の相違 ・部活動顧問とスポ少指導者との引継ぎ・連携
施設利用	学校施設・公共施設の活用 ・優先利用の可否（生涯学習課で予約するか）
大会参加	大会への引率 ・顧問不在での参加（スポ少の指導者による引率）
参加料	参加料の検討 ・徴収金額の検討（徴収するかどうか） ・徴収する場合は、徴収方法の検討

(3) 地域団体

課題	対応・方向性
地域クラブへの理解促進	児童、生徒、保護者への周知 ・地域クラブ活動への参加、持続可能なクラブ運営について周知 関係団体への周知、協力依頼 ・生徒の受け入れや指導者の派遣について周知、依頼
参加料	補助の検討 ・参加料に対する補助をするか ・補助をする場合は、対象者・金額等の詳細の検討

【参考】地域連携をする場合

課題	対応・方向性
指導者の確保	地元企業、大学、団体等の協力 ・協力体制の構築（指導者の派遣等） 指導料 ・指導者へ支払う謝礼の整理
大会参加	大会への引率 ・顧問不在での参加（部活動指導員、外部指導者による引率）
地域連携への理解促進	児童、生徒、保護者への周知 ・実施方法や、教師以外の専門的な者からの指導が受けられることについて周知 関係団体への周知、協力依頼 ・地域連携について周知し、指導者の派遣を依頼

【参考】他の自治体の例

令和3～5年度に国の補助による実証事業を実施している市町村は以下のとおり。また、各課題に対する対応・方向性については下表のとおり。

①運動部

岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、常滑市、江南市、大府市、豊明市、田原市、北名古屋市、みよし市、大口町、阿久比町

②文化部

岡崎市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、稲沢市、日進市、愛西市、幸田町

課題	対応・方向性
指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・バレー部は市内のプロチーム、柔道部は私立中学校、吹奏楽部は県立高校に指導者の派遣を依頼している。(一宮市) ・サッカー部、剣道部は体育協会、吹奏楽部は市内の吹奏楽団に指導者の派遣を依頼している。(常滑市) ・中学校のテニスコートがスポーツクラブの練習場になっている日(第2・4土)があり、その日は部活動の練習ができていなかったが、地域クラブ活動としてスポーツクラブとの合同練習をやることとした。(北名古屋市) ・スポーツクラブと委託契約し、平日・休日ともに指導者を派遣してもらっている。(大口町)
施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設を休日に使用する場合、鍵の開閉等の施設管理の関係で学校との調整が難しかったため、文化会館等の学校以外の場所で実施する。(常滑市) ・吹奏楽部について、市民会館で実施する。(日進市)
多様な活動の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どこの市町村も、今ある部活動の地域移行に向けて実証事業を実施している。今後、ニーズ調査等で判明した生徒の意向に沿った活動ができるように検討していく。(共通)
地域クラブへの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行検討会(事務局は学校教育課)が「部活動地域移行だより」を発行し配布・HPに掲載をしている。(一宮市) ・中学校の入学説明会において「中学校部活動の地域活動への移行」について説明した。(大府市) ・文化振興協会と連携し、指導員の派遣や合同練習を実施している。(幸田町)
大会参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行を実施している市町村については、平日の部活動として顧問の引率で参加している。地域連携を実施している市町村については、部活動指導員や外部指導者が引率し参加する場合がある。(共通)
参加料	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に休日の部活動を廃止し、地域クラブとして運営していきたいため、始めから費用負担あり(1回300円)としている。(江南市)

<このページは空白です>

【議題（２）】令和６年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について

1 趣旨

豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約第9条にて、生涯学習推進審議会に企画・運営方法について諮ることとされている。ついては、今回、来年度の総合型地域スポーツ・文化クラブのプログラム等について提案する。

2 令和５年度プログラムの検証

No.	プログラム	定員	申込数			対象	検証結果
			R 5	R 4	R 3		
1	幼児体操教室①	25組	8組	4組	12組	2・3歳児と親	一定の申込があるため継続
2	幼児体操教室②	30人	23人	11人	—	4・5歳児	申込多数のため継続
3	児童体操教室	30人	16人	11人	16人	小学1～3年生	一定の申込があるため継続
4	【新】スポーツレクリエーション教室	30人	11人	—	—	小学4～6年生	R5に新設のため継続
5	ノルディックウォーク教室	15人	14人	15人	15人	中学生以上	申込多数のため継続
6	ミニテニス教室	30人	28人	11人	中止	小学生以上	申込多数のため継続
7	子ども運動体験教室	50人	募集中	12人	中止	小学生	一定の申込があるため継続
8	長距離走教室	30人	募集中	23人	24人	小学生以上	R4に申込多数のため継続
9	ミニソフトバレーボール教室	50人	募集中	50人	中止	小学生と親	R4に申込多数のため継続
10	ニュースポーツ教室	50人	募集中	38人	23人	小学校以上	R4に申込多数のため継続
11	ユニバーサルスポーツ教室	50人	募集中	20人	—	小学生以上	R4に一定の申込があるため継続
12	スラックライン体験教室	20人	募集中	12人	15人	小学生以上	R4に一定の申込があるため継続
13	バウンドテニス	20人	15人	16人	24人	小学生以上	継続予定だが、指導者と話し合いの上、判断する
14	チェックボール	20人	8人	12人	16人		
15	ミニソフトバレー	30人	24人	26人	34人		
16	陶芸	12人	11人	12人	11人		
17	昔のあそび	15人	19人	14人	18人		
18	茶道	10人	9人	11人	12人		
19	銭太鼓	15人	10人	9人	8人		
20	あみもの	20人	6人	8人	9人		
21	三味線	10人	2人	4人	5人		
22	将棋	20人	3人	7人	12人		
23	太鼓	15人	13人	13人	22人		
24	ソフトボール	30人	7人	6人	9人		
25	ソフトテニス	14人	16人	16人	16人		
26	フラダンス	15人	10人	2人	0人		
27	アレンジフラワー	16人	12人	10人	—		
28	【新】吹奏楽	30人	9人	—	—		
29	【新】バスケットボール	20人	20人	—	—		

3 令和6年度の方針（案）

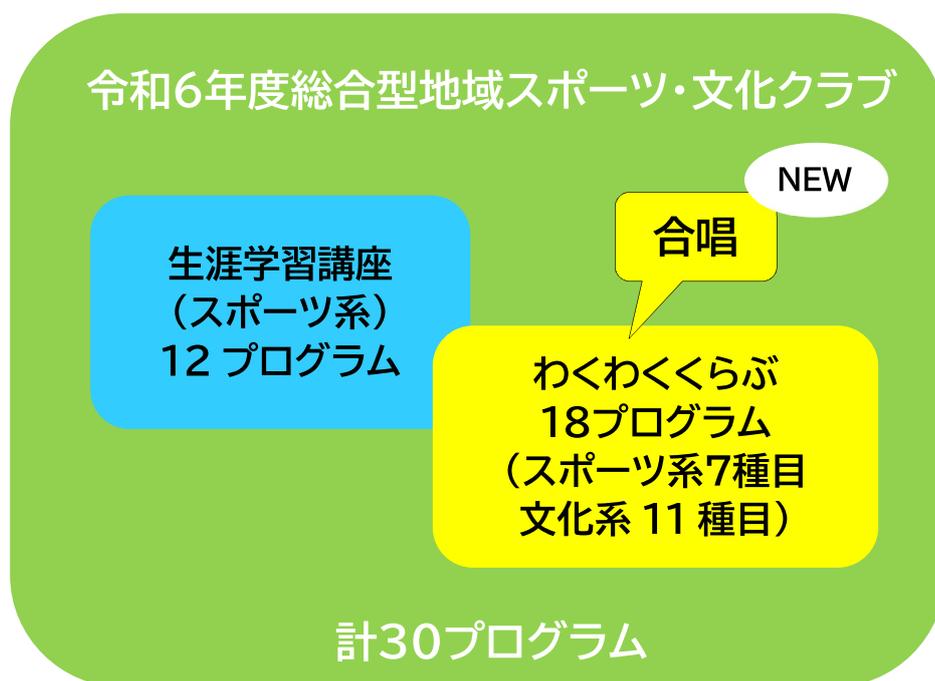
（1）方針

①生涯学習講座（スポーツ系）

令和5年度に実施した生涯学習講座の12プログラムを検証した結果、引き続き全12プログラムを継続して実施する。

②わくわくくらぶ

わくわくくらぶの17プログラムについては、部活動の地域移行の観点から、継続して実施する。また、新たな種目として「合唱」を追加し、全18プログラムとする。



【議題（3）】令和4年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について

主な事業を紹介 ※詳細は生涯学習のまとめを参照

基本目標1 生涯学習活動の推進

1 学ぶ機会の充実

事業名	事業概要	新規 継続	令和4年度 結果
学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	継続	生涯学習推進審議会を2回開催し、部活動の地域移行などについて提案し意見を求めた。

2 社会教育施設の整備・充実

事業名	事業概要	新規 継続	令和4年度 結果
社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続	新型コロナのため、国や県のガイドラインに沿った対応を徹底し、事業を継続した。

基本目標2 家庭教育支援の充実

1 家庭の教育力向上の支援

事業名	事業概要	新規 継続	令和4年度 結果
家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続	県の事業である「青少年のネット・安心講座～みんなのネットモラル塾～」を活用し、子どもを持つ保護者を対象に、情報モラルをテーマとした講演会を1月21日に開催した。

2 地域の教育力向上への支援

放課後子ども教室事業は、令和4年度から生活福祉部子ども応援課に移管した。

3 子どもの豊かな心を育む学習支援

事業名	事業概要	新規 継続	令和4年度 結果
青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続	青少年育成会議を7月4日より開催した。また、合同街頭指導4回、巡回指導を7回実施した。民法改正に伴う、成人年齢の引き下げによるトラブルを未然に防ぐため啓発チラシを合同街頭指導時に配布した。小中学校の生徒から標語の募集を行い、そのうちの代表作品を巡回指導時の啓発メッセージに活用することにより啓発の効果を高めた。

基本目標 3 芸術・文化の充実

1 芸術・文化活動の推進

事業名	事業概要	新規 継続	令和4年度 結果
文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	拡充	町制施行 50 周年を記念して「豊山音楽の日」と銘打ち名古屋フィルハーモニー交響楽団、豊山中学校吹奏楽部、豊山ウインドオーケストラが2月26日にそれぞれ演奏を行った。

2 文化財・郷土資料の保存・活用

事業名	事業概要	新規 継続	令和4年度 結果
郷土資料室の再生事業	郷土資料の保存と活用、管理・運営方法の見直し、魅力のある企画展の開催回数を増やすなど郷土資料室の充実を図る。	継続	テーマごとに企画展を3回開催し、積極的な情報発信に努めた。第3回の「広報とよやま回顧展」では、50年以上にわたる「広報とよやま」の変遷をパネルで紹介し、豊山町で起こった出来事や住民生活との関係を振り返った内容で、好評を博した。

基本目標 4 スポーツの充実

1 スポーツに関わる機会の創出

事業名	事業概要	新規 継続	令和4年度 結果
総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	スポーツに限らず、文化活動を通じて地域の活性化を図り、地域のコミュニティづくりを目的とした豊山町版の「総合型地域スポーツ・文化クラブ」においてプログラムを実施する。	拡充	「わくわくくらぶ」に「バスケットボール」と「吹奏楽」の2種目の追加を検討し、三菱重工名古屋のバスケットボールチーム及び豊山ウインドオーケストラの指導者としての協力依頼し、令和5年度に開設することができた。

2 スポーツによる町のにぎわいづくり

事業名	事業概要	新規 継続	令和4年度 結果
愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続	駅伝チーム強化会議を4回、記録会を2回開催。結果は16町村中8位でモリコロ賞を受賞した。

3 スポーツ施設・環境整備の推進

事業名	事業概要	新規 継続	令和4年度 結果
豊山スカイプール維持管理事業	豊山スカイプールの運営、施設設備維持管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	新型コロナのため、国や県のガイドラインに沿った対応を徹底し、プールを開場した。

【議題（４）】令和５年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について

基本目標１ 生涯学習活動の推進

１ 学ぶ機会の充実

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和５年度 進捗状況
1	学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	継続	9月25日に第1回生涯学習推進審議会を開催。
		生涯学習活動に関する情報を提供するため、生涯学習情報誌「生きがいタウン」を年2回（4月、9月）発行する。	継続	4月と9月に「生きがいタウン」を発行し、公共施設、町内スーパー等に設置・配布した。
2	生涯学習関係団体・機関との連携による講座の開設事業	町民の自発的な学習意欲を高めるために、子どもから高齢者までライフステージにあった生涯学習講座を開催する。	継続	「苔ラマづくり」や「スマホ講座」など住民ニーズに合わせた講座を開催している。
3	生涯学習ボランティアの養成事業	生涯学習ボランティアバンクの利用促進などにより、学習した知識や技術を地域活動参画や社会貢献に活かせるよう学びの循環作りを行う。	継続	「生きがいタウン」にボランティアバンクを掲載

２ 社会教育施設の整備・充実

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和５年度 進捗状況
1	社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続	長寿命化改修工事の一環で自動火災報知設備等改修工事等を行う。
2	図書室整備運営事業	町民の読書への関心と書物への興味を深めるため、読書サークルやボランティア団体によるおはなし会、親子読書会などの事業を推進する。	継続	読み聞かせボランティアグループによる「おはなし会」を毎月開催している。
		町民の読書意欲の増進と自己教育の実現を図るため、図書資料の収集、整理及び貸出し等を行う。	継続	毎月100冊前後の新着資料を購入し、適切に図書室運営を行っている。
3	学習等供用施設維持管理事業	各学習等供用施設（東部、富士、新栄）の運営管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	5月に新型コロナが5類になったことからこれまで行ってきた利用制限を撤廃した。
4	施設予約システムの整備事業	施設予約システムの運用を行う。	継続	利用状況確認、利用の仮予約を実施している。昨年10月よりオンライン抽選制度を導入した。
5	新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、消毒用洗剤の購入等を行う。	継続	新型コロナのための必要な物品の購入を行っている。

基本目標 2 家庭教育支援の充実

1 家庭の教育力向上の支援

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	家族ふれあい事業	乳幼児学級、子ども体験講座、家族ふれあいコンサート、家族芸術劇場等のイベントを行い、家族でふれあう機会を設けるとともに、子育て、家庭教育の充実を図る。	継続	5月にお子さんと保護者が一緒に楽しめる「ぴよぴよコンサート」、6月に本格的な児童劇「家族芸術劇場」、7月に子育てに役立つ講演会「乳幼児学級」を開催した。引き続き、各種講座等を開催予定。
2	家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続	令和5年1月中旬に開催予定。今回はSNSの適正な利用方法や家庭でのルール作りをテーマに講演を予定している。

2 地域の教育力向上への支援

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	総合型地域スポーツ・文化クラブ事業 (わくわくくらぶ)	子どもたちと保護者や家族・地域の大人たちが参加できる多世代参加型事業。ボランティアによる指導者のもと多様な文化・スポーツ教室を提供する。	拡充	「吹奏楽」「バスケットボール」を新たに追加し、土曜日の子どもの居場所作りの拡充を図っている。

3 子どもの豊かな心を育む学習支援

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	青少年育成団体活動費助成事業	青少年健全育成に寄与する団体に対し、活動費等の補助を行う。	継続	スポーツ少年団に補助金を交付した。
2	青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続	第1回青少年育成会議を7月3日に開催し、巡回指導、合同街頭指導を7月20日から実施している。今年度は増加傾向にあるSNSトラブルを未然に防ぐため啓発チラシを作成し、配布した。

基本目標 3 芸術・文化の充実

1 芸術・文化活動の推進

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	継続	来年2月の開催に向け、準備している。
		気軽に音楽芸術にふれる機会を提供するため、クラシックを中心としたミニコンサートを行う。	継続	5月と8月に開催した。8月は「豊山町今、考える平和2023」の中の一事業として平和を祈る曲をジャズアレンジで開催した。
2	芸術・文化団体への支援事業	文化振興に寄与する団体、文化活動団体に対し補助を行う。	継続	文化協会、小中学校PTAに補助金を交付した。

2 文化財・郷土資料の保存・活用

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	文化財の保存・活用事業	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を求めため文化財保護審議会を開催する。	継続	文化財保護審議会を年度末に開催予定。
		町指定文化財の適切な保存管理を図る所有者・継承団体や文化財に対する理解、愛護思想、郷土愛の育成を図るための活動団体に対し奨励交付金及び補助金を交付する。	継続	年度末に町内指定文化財に対し、奨励交付金を交付する。
2	郷土資料室の再生事業	郷土資料室にて年に数回企画展を開催する。	継続	8月に「今、考える平和展」を開催し、豊山町で起こった戦争に関することを写真付きパネルや実際に使われた軍装品により展示した。

基本目標 4 スポーツの充実

1 スポーツに関わる機会の創出

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	指導者の育成支援事業	社会体育・スポーツ振興のため、スポーツ推進委員の設置、活動支援を行う。また、多世代参加の生涯スポーツの普及促進、町民が主体となるスポーツ振興活動を支援する。	継続	スポーツ推進委員定例会を毎月初旬に開催し、生涯スポーツ等について意見を交わした。
2	総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	小さな子どもからお年寄りまで、初心者からトップレベルの方までなど様々な人たちが参加できる「多種目・多世代・多志向」の文化・スポーツ教室を提供する。	継続	前期はスポーツレクリエーション教室（小学4～6年生向け）を新たに追加し事業を実施している。今年度は全29プログラムを実施する。

2 スポーツによる町のにぎわいづくり

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	スポーツ大会の開催事業	実行委員会によって行われるミニ・マラソン大会及び町民体育大会の補助を行う。	継続	10月1日の町民体育大会の開催に向け、実行委員会での議論を重ねている。
2	愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会（12/2）に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続	選手選考記録会を7月30日、8月6日、8月12日に開催した。
3	体育協会補助金事業	体力向上と健全な体育振興を図り、健康なまちづくりに寄与する体育協会の補助を行う。	継続	体育協会に補助金を交付した。
4	少年野球教室事業	人材育成のため、小中学生を対象とした野球教室を開催する。	継続	12月3日に開催予定。

3 スポーツ施設・環境整備の推進

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和5年度 進捗状況
1	豊山グラウンド維持管理事業	豊山グラウンドの維持管理を行う。	継続	補充土倉庫扉改修工事を行う。
2	豊山スカイプール維持管理事業	豊山スカイプールの運営、施設設備維持管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	熱中症対策、施設の老朽化に伴う安全対策を行いながら7月1日から9月10日まで、問題なく開場できた。
3	スポーツ施設維持管理事業	各スポーツ施設等（志水テニスコート、東部・青山ゲートボール場、伊勢山スポーツ広場、志水ふれあい広場）の維持管理を行う。	継続	志水ふれあい広場の遊具の修繕を行う。

【報告（1）】社会教育センター所管施設の使用料等の見直しについて

1 概要

- ・平成25年4月に実施した「施設に係る使用料の見直し」以降、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。
- ・第6次行政改革大綱には、施設使用料の見直しを行うこととされていることから、町では町が保有する公の施設に係る使用料等の見直しを始め、使用料等の減免制度の見直しや新たな受益者負担について検討を行ってきました。
- ・見直しに際しての基本的な視点を下記の3事項とし、豊山町行政改革推進委員会に報告がされました。

①施設に係る
使用料の見直し

②減免等に関する
規定等の見直し

③新たな受益者負担

2 使用料等の見直し（案）

- ・教育委員会で検討した結果、上記の3事項をすべて実施すれば、特に体育協会、文化協会等の負担が大きくなるため、今回は「①施設に係る使用料の見直し」と「③新たな受益者負担」のみを実施します。

■①施設に係る使用料の見直し

（1）アリーナ施設使用料の見直し

- ・現行のアリーナの使用料（1時間あたり729円）は、近隣自治体の類似施設と比較しても安価であるため、類似規模施設の単価を参考し、「1時間あたり1,200円」に見直します。

【現行】

1時間あたり729円



【見直し案】

1時間あたり1,200円

※全日・全面利用の場合

区分			午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00	全日 9:00~21:00	延長加算額 30分につき
アリーナ	スポーツ 利用	全面	2,540円	3,460円	2,540円	8,750円	480円
		半面	1,270円	1,730円	1,270円	4,370円	240円
	スポーツ以外の利用		7,630円	10,380円	7,630円	26,270円	1,420円



アリーナ	スポーツ 利用	全面	3,600円 (+1,060円)	4,800円 (+1,340円)	3,600円 (+1,060円)	14,400円 (+5,650円)	600円 (+120円)
		半面	1,800円 (+530円)	2,400円 (+670円)	1,800円 (+530円)	7,200円 (+2,830円)	300円 (+60円)
	スポーツ以外の利用		10,800円 (+3,170円)	14,400円 (+4,020円)	10,800円 (+3,170円)	43,200円 (+16,930円)	1,800円 (+380円)

（2）伊勢山スポーツ広場の施設使用料徴収

- ・伊勢山スポーツ広場は、豊山グラウンドの代替施設に近い位置づけであるため、豊山グラウンドの単価を参考に「1時間あたり100円」の使用料を徴収します。

【現行】

無料



【見直し案】

1時間あたり100円

※予約は2時間単位とします。

（3）東部・青山ゲートボール場の施設使用料徴収

- ・東部及び青山ゲートボール場は、志水テニスコートと同様に特定競技の施設であることから、豊山グラウンドの単価を参考に「1時間あたり100円」の使用料を徴収します。

【現行】

無料



【見直し案】

1時間あたり100円

※予約は2時間単位とします。

■②新たな受益者負担

(1) 備品（ピアノ、窯）使用料の徴収

- ・現在無料である備品使用料のうち、「ピアノ」及び「窯」は、購入費と維持管理コストが比較的高いことから下記のとおり使用料を徴収します。

【現行】		【見直し案】		
備品名	使用料	備品名	使用料（町内）	使用料（町外）
ピアノ	無料	ピアノ	1,500円 / 1区分	3,000円 / 1区分
窯		窯	1,000円 / 1回	2,000円 / 1回

(2) 個人利用制度の見直し

- ・現行の個人利用は、空いている施設の有効活用の観点で設けられており、複数の利用者が共同で利用することが前提となっていますが、事前予約との整合性を考慮し、下記のとおり見直します。

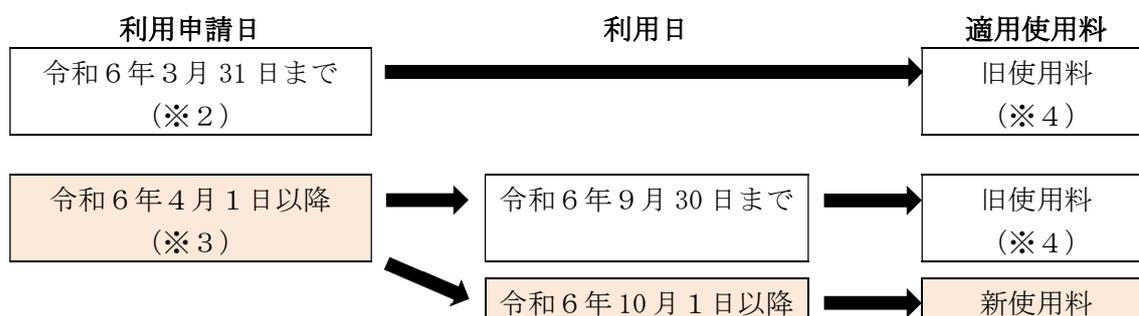
【現行】		【見直し案】	
施設名	使用料	考え方	使用料
研修室1・2	100円 200円 (町外)	主な用途が研修や会議のため、個人利用制度を廃止し、当日予約可とする。	団体・個人問わず当日であっても事前予約と同じ使用料(710円～1,930円)
視聴覚室		作業部屋であるため、個人利用制度を維持する。	変更なし
実習室1・2		個人利用制度を廃止とする。事前予約がされていないときは学習室として開放する。	午前・夜間 300円 午後 400円 ※学習室として開放する場合は無料
選手審判控室(※1)			

(※1) 選手審判控室兼学習室に名称変更

3 実施時期

- ・令和6年10月利用分から実施します。(令和6年4月1日施行)

■アリーナ、伊勢山スポーツ広場、東部・青山ゲートボール場、備品（ピアノ・窯）



(※2) 大会等で利用日が令和6年10月1日以降であっても旧使用料を適用

(※3) ゲートボール場は令和6年4月1日から予約が必要

(※4) 伊勢山スポーツ広場、東部・青山ゲートボール場、備品（ピアノ・窯）の旧使用料は無料

■研修室1・2、視聴覚室

